

A Study of “Yugyou” and “Hongwanji Temple” by Thousand Priests of the Mt. Higashi Great Buddha Religious Ceremony in Kyoto

KOGA Katsuhiko

Key words

Daibutsu(Great Buddha)/Yugyōū/Jishū/Hongwanji Temple/Myōhōin Temple

Summary

The eight sects of the new ceremony in Kyoto took the lead, instead of the old eight sects, in executing the Kyoto Higashi-yama (Mt.Higashi) Daibutsu (Great Buddha) Senzo-e (Religious Ceremony by thousand Priests) (1595-1614). I wish to defer to the findings of the previous studies on the process by which the memorial services of Toyotomi Hideyoshi's grandparents became a state-sponsored ceremony. Thus, in this article, I wish to examine the same topic but based on the writings of “Yugyou” (Jishū sect of Buddhism) and of the Hongwanji Temple (Shinshū sect of Buddhism). The main historical sources on which I depend are an ancient document “Myōhōin Temple Archives” at Myōhōin Temple, which continued to manage the Kyoto Higashi-yama Daibutsu. In them, we find some letters within the “Yugyou” as well as some records written in subsequent time among the Hongwanji Temple documents. I, therefore, wish to consider all of them together in examining the topic at hand.

京都東山大仏千僧会に於ける「遊行」—「本願寺」と併せて

古賀克彦

京都東山大仏千僧会に於ける「遊行」——「本願寺」と併せて

古賀克彦

〈キーワード〉 大仏千僧会、遊行、時宗、本願寺、妙法院

序 はじめに

所謂、「京都東山大仏千僧（供養）会」については、一連の河内将芳論考に詳述されている。すなわち（以下、丸数字は便宜付した。また、「※」は古賀克彦による注記を意味する）、

① 「京都東山大仏千僧会について——中近世移行期における権力と宗教——」（『日本史研究』四二五号、同会、一九九八年一月。のち河内将芳『中世京都の民衆と社会』思文閣出版（思文閣史学叢書）、二〇〇〇年十二月）

② 「近世移行期の権力と教団・寺院——豊臣政権と京都法華宗を中心に——」（『日本史研究』452号、二〇〇〇年四月。一九九九年日本史研究会大会近世史部会共同研究報告の関連報告を成稿したもの。のち、同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年五月）

③「大仏千僧供養会と京都日蓮教団」(寺尾英智・北村行遠「編」『日親・日奥』吉川弘文館(日本の名僧)、二〇〇四年八月。のち、「東山大仏千僧会と京都法華宗」と改題し、前掲『中世京都の都市と宗教』)

④『秀吉の大仏造立』法藏館(「シリーズ権力者と仏教」、二〇〇八年十一月(特に第二章「大仏千僧会の開始」)
⑤『日蓮宗と戦国京都』淡交社、二〇一三年七月(特に「おわりに」)、である。

これらを画期とする所以を示す。例えば現在のところ、歴史学者によるものとしては類書の中で最新のものと目される『日本仏教史年表』(雄山閣出版、一九九九年十二月)で編者の一人、平岡定海「編」『古代・中世』は、次のように示す。以下、年は弁別のため、太字で表す(以下、同年表174～175頁)。

一五九五(文禄4) ⑨・24 方広寺大仏殿の法会に妙覚寺日奥出仕せず。

⑨・25 秀吉、父母の法会を山城方広寺大仏殿経堂に修す。

一五九六(慶長1) ①・29 千僧会を方広寺大仏殿に修す。(中略) ⑩ 方広寺大仏殿千僧供養。

一五九八(慶長3) ⑧・22 方広寺大仏殿供養。(※こちらは正しい記述。当日行われたのは「大仏千僧供養」ではない)

一五九九(慶長4) ⑪・20 故秀吉の千僧会もあるも日奥、不受不施を唱えるにより論^{マツ}して流罪となる。

「方広寺大仏殿の法会」「父母の法会を山城方広寺大仏殿経堂」ではなく、正しくは「大仏での法会」「祖父母の法会を山城大仏経堂」とすべきであろう。同様に同年表編者の一人、圭室文雄「編」『近世』も次のように示す。

1596(慶長1) ①・晦 秀吉、千僧供養会を京都方広寺で挙行す。(※晦日ではない)

1598(慶長3) ⑥ 京都方広寺大仏千僧供養会のため天台宗五百僧、真言宗五百僧の出仕を命ず。(中略) ⑨・7

(中略) 京都方広寺大仏殿千僧供養行われる。(※こちらも後段は、同一書でも先と月日が違う)

1600(慶長5) ⑫ 京都方広寺大仏殿焼失す。(※こちらは誤り)

1602(慶長7) ⑫・4 京都方広寺大仏殿焼失。(※こちらが正しい)(以上、同年表178～180頁)

また、現在のところ、宗教学者によるものとしては類書の中で最新のものと目される山折哲雄「監修」『日本宗教年表』(河出書房新社、二〇〇四年二月)では、次のように示す。

一五九五年(文禄四年)

9・10 前田玄以、京都法華宗十六本山に方広寺千僧供養出仕を命じる。(宗義制法論)

9・22 京都法華宗諸寺、方広寺千僧供養への出仕・不出仕で分裂する。(大仏謗法供養由来之事)

9・24 妙覚寺の日奥、豊臣秀吉の千僧供養への出仕を拒み、不受不施を主張する(二五日、妙覚寺を退出)。(宗

義制法論)

一五九六年(慶長元年)

1・29 豊臣秀吉、方広寺大仏殿落慶の千僧会を行う。(義演准后日記)(以上、同年表352～353頁)

この年表も方広寺(大仏殿)としている。これらの認識を糺しているのが一連の河内論考である。

さて、これら一連の河内論考は大仏千僧会全般についての研究ではあるが、主眼とする中心的な宗旨としては京都市法華宗日蓮教団である。もちろん、日奥の不出仕による「不受不施」問題の発端ゆえである。また、この河内①を承けて、安藤弥「京都東山大仏千僧会と一向宗―戦国期宗教勢力の帰結―」(大谷大學史學論究)十一号、大谷大学文学部史学科、二〇〇五年三月)や風間弘盛「近世初頭における真言宗―京都東山大仏千僧会出仕を通して―」(豊山教学振興会「編集」『豊山教学大会紀要』二九号、豊山教学振興会、二〇〇一年十二月。共に河内③の著作収録の補注で紹介されている)との論文も出された。前者の安藤論文は表題通り「一向宗」を中心に叙述しているが、特に、「時宗(時衆・遊行)の大仏千僧会出仕」との小見出しを設け、「今のところ戦国期時宗教団の研究はほとんどなく、法華や本願寺のような戦国期型の教団形成をしていたのかどうか不詳である」とする。

この安藤論文の見解から五年後、当方もそれに応えるべく、二〇一〇年一月三十一日に「妙法院翻刻史料に見る

近世時宗教団―遊行派を中心に」と題して遊行寺における研究会で報告の予定だったが、当日歓楽（病氣）の為、欠席し要旨は作成したものの幻の発表となり、また掲載予定媒体も休刊の為、二重に日の目を見ない作品であった。

このような状況の中、満を持して出されたのが、小野澤眞『中世時衆史の研究』（八木書店、二〇一二年六月。※なお、同書末の「初出一覧」に「初出論攷と本書とは別のもの」と注記してあるので、初出文献の全ては明示していない）である。同書では数箇所、「豊臣政権における千僧供養会」ないし「豊臣政権による千僧（供養）会」についての言及があるが、特に「第一部 時衆とは何か」の「第二章 時衆史の再構成」（初出時の原題は「時衆とは何か―時衆史の再構成」。掲載は「時衆文化」2号、同研究会、二〇〇〇年十月。※なお、同書第二部第四章中に出る「豊臣政権による千僧供養会における新「八宗」の成立におけるものであったことは本書第一部第三章で詳述した」とあるのは、この第二章のことであろう）と、「第三部 中世社会にはたした時衆の意義―「一向衆」から「時衆」へ―」の「第三章 中世仏教の全体像―時衆研究の視点から―」（初出時の副題は「―「新仏教」再考の視点から―」。初出誌は「高田学報」九十九輯、高田学会、二〇一一年三月）の「第五節 新教団の草創と守成」に、河内・安藤両者（特に前者は①論文）への言及がある。また、後述する堺永福寺については、同書の「第二部 時衆の展開」の「第一章 四条時衆の展開―摂津・河内・和泉国の事例から―」（中心となる論考の初出、地方史研究協議会「編」『巨大都市大阪と摂河泉』、雄山閣出版、二〇〇〇年十月。原題「中世の港湾都市に広がる勧進聖―和泉・摂津に展開する四条道場系時衆を中心として―」）に出る。

本願寺史料研究所「編纂」『増補本願寺史』第一巻（本願寺、二〇一〇年三月）が上梓された時、本稿の原型を彫塑しつつあったが、同巻末の「第八章 本願寺と織豊政権」の「四 信長との和睦と寺基移転」に大仏千僧会の記述は無く、続巻に期待していた。その第二巻が漸く本二〇一五年三月に出されたが、

文禄五年（慶長元、一五九六）閏七月十三日、近畿地方に大地震があった。いわゆる慶長の大地震である（文禄畿内地震ともいう）。このとき豊臣秀吉が居た伏見城の天守・石垣なども崩壊し、およそ六〇〇人が圧死したとい

う。また豊臣秀吉によつて建立され、千僧供養を遂げたばかりの方広寺大仏殿も倒壊した。(同書二〇頁)

との記述がある程度であった(しかも「千僧供養を遂げたばかりの方広寺大仏殿」と表記)。なお、纏まった通史である高野修『時宗教団史』(岩田書院、二〇〇三年三月)にも大仏千僧会の記述は無い。

今回、特に本誌三十号掲載の拙稿「『大谷本願寺通紀』に見る時宗教団」(以下、前稿と記す)の中で、「所謂「千僧供養」に関しては、紙幅の都合により別稿を予定している。」と告げたものを叙述する。当方は勿論、各氏の様に緻密な立論は出来ないが、それらに触発されて、特に遊行について史料の面から探ってみたいと思う。その際、本願寺を比較対象として挙げる。なお先行研究に従い、この法会を「京都東山大仏千僧会」と呼ぶ。また、この法会を画期として「八宗」が新儀に確立したと考えられるので、前稿同様「時宗教団」としたいところだが、中心的な同時代史料として依拠する妙法院のものでは一貫して「遊行」とあるので、今回は、そちらを用いる。

翻刻本文部分の転記に当たっては、書体は出来る限り正字を用い傍注は括弧を付けて本文に挿入し(括弧内は8ポイント)、小字は本文の9ポイントに対し、8ポイントとした。標出の級数も8ポイントとし、一部、レイアウトを変更した箇所もある。また、異体字を用いている漢字や仮名の合字は通用体の正字等(葬・同・ヨリなど)で表記した。また、重要な年や宗派・寺院は、太字で表記している。

一 戦国期〜近世初頭の在京時衆―本願寺史料等を参考に

先行研究によれば「京都東山大仏千僧会」の開催時期は、文禄四年(一五九五)〜慶長十九年(一六一四)である。安藤論文も言及するように、当該時期の藤沢道場清浄光寺は火災から再建されておらず、教団の中心的寺院は京都の

「七条道場金光寺」であり、拙稿「近世公家日記に見る時衆―翻刻史料を中心として―」（『時衆文化』十五号、二〇〇七年四月）、「お湯殿の上の日記と時宗」〔同〕十六号、二〇〇七年十月）等に於いて西洞院時慶（ときよし）の日記『時慶記』等を用いて例証したが、教団を代表する「遊行上人」も度々在京していた。拙稿で、新たに判明した遊行三十三代満悟の年賀を含めた参内記事を時系列で纏めたものを掲示する。

文禄四年（一五九三）九月廿二日条（『時慶記』）

文禄四年（一五九五）正月十一日条（『お湯殿の上の日記』）

慶長五年（一六〇〇）正月十日条（『言經卿記』、『お湯殿の上の日記』）

慶長七年（一六〇二）正月九日条（『言經卿記』）

慶長十年（一六〇四）正月九日条（『言經卿記』・『時慶記』）

慶長十一年（一六〇五）正月廿七日条（『慶長日件録』）

慶長十一年（一六〇六）正月十二日条（『慶長日件録』）

参考までに、東山長楽寺現蔵『黄臺山金光寺過去帳』記載の「黄臺山歴代」中、中世末近世初の分を、整理して掲示する（『特別陳列 旧七条道場金光寺開創七〇〇年記念 長楽寺の名宝』京都国立博物館、二〇〇〇年十月、43頁の図版61）。

十七世 持阿 上人 元龜三申五月十四日（※一五七二）

十八世 持阿 上人 天正二戌五月廿七日（※一五七四）

十九世 持阿 上人 慶長十八丑正月十八日（※一六一三）

二十世 他阿法尔上人 寛永十七辰十月廿九日（※一六四〇。七八歳。眞壁常永寺、のち遊行三五代。甲府一蓮寺寂。

なお、関寺靈跡長安寺「編集」『関寺叢書 法国寺諸記録』―附『長安寺記録』―『時宗松月山長安寺、二〇一二年四月、の掉尾に掲載されている「七条道場金光寺歴代一覧」では因位「覚阿」とし没年が「二六五三」となっているが、後者は21世持阿没年

の承応二年に対応する西暦である)

公家の山科言經（よしののり）を記主とする『言經卿記（よしののり）』（天正四年「二五七六」）慶長十三年「二六〇八」。刊本は岩波書店（大日本古記録）。以下、『言經』と略。また、半角スラッシュは改行を表す）文祿四年（二五九五）九月廿五日条の刊本標出に「秀吉外祖父母ノ法會ヲ大佛殿經堂ニ修ス八宗ヨリ僧百人充ヲ催スノ眞言天台律禪日蓮淨土遊行一向ノ諸宗」、日記本文に「新儀ニ先眞言衆（東寺・醍醐寺・高山（寺脱））・天台宗（加三井寺）・律僧・五山禪宗・日蓮黨・淨土宗・遊行・一向衆」とある（『言經』六、一九六九年三月、354頁）。これが有名な、新たな「八宗」である。研究者は、旧来の「八宗」と弁別するため「新儀八宗」とも呼ぶ。翌、文祿五年＝慶長元年（二五九六）二月廿五日条標出にも「大佛殿經堂ノ月例法事ニ詣ゾ日蓮黨時衆本願寺衆聽聞ス」、本文に「日蓮黨・時衆・門跡ノ衆」とある（『言經』七、一九七一年三月、39頁）。

なお河内論考では、この標出に出るような「大仏殿經堂」が会場ではなく、「大仏殿」と「大仏經堂」とは別物であることを明確にしたが、「大仏」とは「經堂」や「妙法院」を包含する施設としている。しかし「大仏」は地名ではなからうか。近隣の遊行寺院も「大仏（前）法因寺」と表記されており、近世の史料にも「大仏智積院」等とある。現代でも、既に方広寺大仏は一九七三年三月二十八日、失火により焼失しているが、京都市東山警察署管内に「大仏前交番」なる建物がある。

『本願寺年表』には、慶長二年（二五九七）「4・25 准如、大仏經堂へ出仕（言經卿記）」とある（『真宗年表』には無記載）。慶長四年（二五九九）「4・1 准如、豊国廟桜馬場の千僧供養に出仕（法流秘録・通紀）」とあり（以上、同書115頁）、『真宗年表』では「4・18 准如、百僧を率い豊国廟桜馬場の千僧供養に参列（通紀）」とある（同書102頁）。法流秘録とは法流故実条々秘録、通紀は大谷本願寺通紀の、それぞれ略称である。

前者の西光寺祐俊『法流故実条々秘録』は、『新編真宗全書 史伝編』（思文閣出版。以下、『真全』と略）や『真宗史料集成』（同朋舎出版。以下、『真史』と略）等に翻刻されている。表紙に「法流故実条々秘記（マヤ） 二二」とある中の目次に当

たる「総〔真史〕では総目」に、

一^{五二}（※『真全』では五十二）御二宗二法服七条等着用之由来之事

一^{五三}（※『真全』では五十三）大仏殿八宗法事之次第 付法服七条袈裟初テ着用之事

とある（『真全』一〇、一九七七年七月、275頁。『真史』九、一九七六年五月、419頁）。本文部分は既に安藤論文中で引用・翻刻しているのので、以下、割愛する。

なお、『真宗大辞典』三の「祐俊」項に「大佛法會記」の著作名があり、「本願寺通紀卷八に出る」とある（同書223頁）。前稿でも紹介したが、『真宗史料集成』等に翻刻されている『大谷本願寺通紀』を参照すると、「大谷本願寺通紀卷第八」所収「近世学侶部目次」には「京師西光寺祐俊（つとむ）伝」とあり、本文には、こうある（『真史』八、476～477頁。以下、返点等省略）。

京師九条西光寺祐俊、父祐従、准宗主時、祐従為御堂衆、慶長四年以来、内大臣豊臣秀頼公、追薦故太閤之靈、毎月十八日、於洛東豊国櫻馬場、請諸宗僧修仏事、准宗主亦列其会、（中略）大仏法会記寛文十年六月十九日記（以下略）

『本願寺年表』にも、寛文一〇年（一六七〇）6・19の項に「西光寺祐俊、『大仏法会記』を著わす（通紀）」とある（同書137頁）。

この『大仏法会記』に就いては、安藤論文に、

祐俊はさらに寛文十年、M『洛東大仏八宗法事記』を記している。これも一書になされている点で興味深い
が、基本的に史料Lをもとに編集、清書したものとみられるから、ひとまずは史料Lの具体的な記述を中心に
検討を進めてみよう。

とする。この史料Lとは『法流故実条々秘録』第五十三条「大仏法事由来」を指す。この史料Mに付された注に、

『祖門旧事記残篇』（新編真宗全書）史伝編二、思文閣出版、一九七五年）。これが『真宗史料集成』第九卷解題にて

言及される「大仏法會記」のことだと思われる。

とある。そこで、当該書の該当箇所を掲出しておこう。「祖門舊事紀殘篇（『真全』史伝編二、二八二―二九四頁）の「目次」に五項目掲載され、その二番目に「一 洛東大佛八宗法事記」とあり（同書二八二頁）、全文を紹介する。

洛東大佛八宗法事記

慶長三年戊戌八月十八日。豊臣太閤秀吉公薨逝。六十明年己亥。嗣君内府秀頼公。洛東豊國櫻馬場ニオヒテ千僧供養ノ堂建立アリ。豊國樓門ヲ入三十間東北ノ方ニテ。堂ノ大サ東西二十四五間。南北十七八間許。南向ナリ。北ノ方ニ佛壇アリ。本尊ハ座像ノ釋迦佛。ソノ大サ誓願寺ノ本尊ノ如シ。墓後ノ柱ハ朱塗ナリ。門ハ常ニハ關シ。法事ノ日バカリ開レ之。毎年四月□□「※廿五カ」日ト。八月十八日「※六月廿九日カ」ノ兩度ツ、。八宗殘ラズ供養ノ法事アリ。一宗ヨリ僧百口ツ、參勤ス。兩度ノ外ノ毎月十八「※廿五・廿九カ」日ニハ。一宗ツ、僧百口輪番ニ相定リ參勤ス。法事齋食アリ。コノ八宗ト云ハ現流ノ八宗ニシテ。根本ノ八宗ニ非ズ。根本八宗ハ。三論宗・法相宗・華嚴宗・天台宗・眞言宗・俱舍宗・成實宗・律宗ナリ。今度參勤ノ八宗ハ。第一天台宗・第二眞言宗・第三律宗・第四禪宗・第五淨土宗・第六日蓮宗・第七時宗・第八眞宗ナリ。宗々前後ハ開創ノ次第ト公儀ヨリ定メニヨリ。當宗初メハ淨土宗ト日蓮宗トノ間ニテ第六ナリシカドモ。後ニ總法事ノ滿座ニ。參勤アリタキ旨仰立ラレ。ソノ通ニ事スミ。第八ニナレリ。又天台眞言兩宗前後ノ諍アリ。更互ニ定メラル。法事ノ時限ハ。第一番ハ未明ニ入堂シ。念誦ノ間ニ夜明ル程ナリ。入堂ノ前ニ鳴鐘。又解座ノ時ニ鳴鐘。法事ノ座配共ニ同ジ。別圖ノ如シ（※図は略）。齋食後菓子并喫茶畢ル時又鳴鐘。初番衆退散ノ時。次番衆門ニテ左右行違ヒ入代リ入堂ス。如是順次ニ引續。少モ間コレナシ。眞宗ハ第八番ニシテ。未半刻入堂ス。念誦齋食畢テ。退出ハ申半刻ニナレリ。一宗僧侶百口。禪宗南和和尚ノ寺今ノ智積院コレナリ。元年中智積院ニ屬セリヲ借テ。法衣ヲ被服シ。第七番時宗ノ齋畢リ。行茶ノ内ニ門前ヘ進ミ入代リ勤ム。眞宗別シテ滿座ニナリ。諸宗ト格別ニ規模ト見ヘ。諸人驚レ

目セシハ。時宗退去ノ時ニ。行堂ト申ベキ體ノ仁二十人餘。但シ俗人モ雜リ。各手々ニ箒ヲ持出。堂内ヲ掃除シ。厚疊一帖兩人シテ持出デ本尊ノ正面ニ安レ之。右ノ方ニ磬臺ヲ置ク。禮磬臺ハ度毎此方ヨリ持七遣ハサル其後御堂衆總坊主衆百人許入堂シ。東西左右ヘ分レ。北上座ニ八人許並ニ著座スル時。當御家中小姓衆侍衆四五十人許。肩絹長袴小刀ニテ。東ノ方ノ縁ヲ通り。正面ノ總參詣人ノ前ニ伺候。御門主ハ堂ノ東ノ方ノ簾中ヨリ出給ヒ。總參詣人ノ前ヲ南ヘ通り。厚疊ノ上ニ西向ニ著座アリ。御通ノ時ニ總僧衆侍中等。低頭崇敬ノ儀如レ常。御一家衆兩人侍從シ。御著座マデハ正面ノ末席。御堂衆ノ前ニ蹲踞シ。御著座ノ後兩人東西ヘ分レ。御堂衆ノ前ニ座ス。勤修ノ式ハ伽陀精首天調聲御堂衆。但シ多分ハ九條西光寺祐從唱レ之。伽陀ノ中ニ御登壇アリ。擊レ磬二聲。讚佛偈光韻調聲。偈畢テ磬一聲。十四行偈通會時偈畢テ。磬一聲。短念佛三三遍迴向我説彼ナリ。念誦已テ本ノ道ヨリ退キ。簾内ニ入給フ。聖護御門主道澄相伴ニテ。齋食ヲ食ゼラル。侍從ノ兩僧御一家衆ハ脇ニテ齋食ヲ賜ハル。祐從モ兩三度召連ラル。ソノ中兩度ハ常樂寺准慧。一度ハ顯證寺顯淳。或准兩人ツ、ナリ。配膳給仕ハ京中町々ヨリ所役トシテ。一町ヨリ二三人ツ、。二十歳内外ノ器用ヲ擇デ。更互ニ勤レ之。絹々半袴ノ出立ナリ。膳部ハ精進椀平折敷ニノ膳并引菜コレナシ。酒ハ大錫ニ入一通。眞宗ニ法服マツ純色七條袈裟等著用。コノ法事ヨリ始レリ。凡ソ宗祖以來慶長四年比マデハ。常ノ黒衣ニ白袈裟青袈裟。御一家衆ハ時宗同様ノ法衣ナリシニ。此度一家中評議ニテ。諸宗ノ參會萬人ノ觀見カタカタ。在來ノ法衣ニテハイカマアルベキトテ。御門跡方ヘ相談アリテ改メ給ヘリ。總ジテ今家ハ祖師以來證如上人マデ。代々青蓮院ニ於テ得度シ給フユヘ。外相ノ作法ハ天台宗ニシテ。法衣以下山門同様ナリ。宗門化導ハ法然上人ヨリ附法ニシテ。淨土宗ナリ。然ルニ百僧ノ内。法服七條ハ僅ニ御一家衆兩人。御堂衆十人許ナリ。其節ハ近國ニ飛檐ハ一人モナシ。粗袈裟ト稱ス攝津河内近江ヨリ上京ノ輩。歷々分純色七條五十人許アリ。其外ハ裳付。又ハ常ノ衣緞子五條。或ハ青袈裟。多分ハ白袈裟ナリ。七條モ金欄ナドハ一人モナシ。小卷金ケイワウトン等ナリ。御一家衆御堂衆等ノ法服モ。此度三十人前ホド本山ニ用意アリ。度毎ニ出

テ、自己ニ所持ハ一人モナシ。然ニ元和三年^{十二月廿二日}後本山回祿ノ時ニ。此ノ法服モ悉ク焼失セリ。故ニ以來ハ面々ニ用意スベシト被^レ仰出^一。各自ニ調達セリ。

四月トハ「※六カ」月トハ宗法事ノ時ハ。御門主^{信光}院殿(※西本願寺准如)參勤シ給ヒ。一度モ闕ル事ナシ。毎月一宗ノ輪番ノ時ハ。自然御不例ナドナレバ。名代トシテ御鑑ノ當番衆ヲ遣ハサル。多分常樂寺中將^{准慧ノ父}ナリ。勤行法事ノ次第右同様ナリ。衆僧入堂著座ノ後。代僧簾中ヨリ南ノ縁通り廻リ出。東ノ方御堂衆ノ前ニ著座。伽陀讚佛偈同前ニ。勤行畢テ元ノ如ク簾中へ歸リ。簾中ニテ齋食アリ。但シ代僧ノ時ノ式ハ親ニ見及バズ。傳聞如^レ此。

百僧參勤モ。初メ一兩年ノ間ハ。攝津・河内・近江ノ坊主衆へ命ゼラレテ。各一兩日前ニ上京シ。百口都合セシニ。兩三年ノ後。毎歲兩人ヅ、上京ナリガタキ旨辭申上テ聽許アリ。其後ハ寺内京大津伏見ノ僧バカリニナリ。四五日已前ヨリ隨分駈催サレシカドモ。其數不足ユヘ。餘リ無人ノ時ハ。京寺内ノ禪門ヲ加入シ。衣ニ白袈裟ニテ出シニ。ナヲ百僧マデハアリガタカリキ。又毎月一宗バカリノ時ハ。七八十人ヅ、ニテ勤シナリ。

法事權輿ノ節。信淨院(※東本願寺教如)ヨリ更互ニ參勤イタシタキト御望アリト雖モ。本寺ノ外別ニハナリ申サバル由ニテカナハズ。四條佛光寺モ一派ノ本寺ナレバ。參勤イタシタキ旨種々望マルト雖モ。本願寺ニ相附出ベシト公儀ヨリ被^レ仰ユヘ。コレモナラザリキ。

右八宗ノ法事。慶長四年ノ比^{年月日等當ニ追考レ之}(當道考之)「※この割注内に返点あり、「年月日等當ニ追考レ之」ヨリ。十九年甲寅八月十八日マデ有^レ之。其年ノ十月ヨリ戎馬紛紜(※乱れの意)トシテ海宇靜謐(※謐カ)ナラズ。天廻リ地轉ジテ遂ニ退轉セリ。千僧供養ノ堂ハ元和六七年ノ比ニヤ。南光坊天台乞得テ坂東(※本カ)ニ引移セリ。法事ノ時ハ豐國ノ門内ニアレドモ。世ニ大佛ノ法事ト申シ習ハセリ。聖門主道澄ハ。秀吉公ノ養子トシテ。寺領如干(※千カ)石ヲ進ゼラル。今ノ妙法院屋敷ハ大方聖護院屋敷ニテ。妙法院ハ北ノ方三箇一ホドナリ。豐國モ櫻(※馬)場モミナ聖護院ノ領分ナリシニ。元和年中聖門主ハ白河へ隱居アリテ。舊領ハ悉ク妙法院領トナリニキ。

右法事之條々。予慥見及申分如_レ此也。若年之時艸書仕置候_レ寸令「清書」處也。

寛文十年庚戌六月十九日

野 衲 祐 俊

『大仏法會記』を著わす」とあるから、もう少し大部の作品を想像していたが、確かに年紀は『大谷本願寺通紀』の記載通り寛文十年六月十九日であり、安藤論文が述べるように、寛文九年四月十六_マ七日の日付（前掲「真全」一〇、310頁）がある『法流故実条々秘録』の「大仏法事由来」をもとに編集、清書したもののようではある。但し、例えば『大仏法事由来』では「千僧供養ノ堂モ、大坂落城之後、元和七・八之比、南光坊被申請坂本へ被引候」（『真全』一〇、302頁）とあるが、『洛東大佛八宗法事記』では「千僧供養ノ堂ハ元和六七年ノ比ニヤ。南光坊天海乞得テ坂東二引移セリ」になっている等、多少の異同がある。もつとも、地理を考えれば坂本であろうし、翻刻ミスの可能性もある。次いで「大谷本願寺通紀卷第三」所収「歴世宗主伝第三」の「第十二宗主准如」慶長三年八月の項に、こうある（『真史』八、380～381頁）。

是月十八日、太閤豊臣秀吉公、薨伏見城^{大朝野}。明年嗣子秀頼公^{至君於豊国}桜馬場、営千僧供養堂、毎年四月八月、各扱十八日修仏事、聖護院道澄主会、請八宗僧各百口設齋、宗主亦率百僧詣会、（中略）例月唯限一宗百僧、輪番修之、吾宗或常楽寺^準 顕証寺^準 等為導師（八宗次序從開宗先後、謂台・密・律・禪・淨土・日蓮・時宗・真宗・次第、台密角争、更互為首真宗、素居第六、自請在最後、臨時堂司二十余人、掃清堂内、施設壇場、視之諸宗、頗為殊遇、時東門乞両門輪番詣会、公府以唯限本寺不聽、仏光寺又乞由一派本寺詣会、以須從本願寺而詣亦不成○此会至慶長十九年八月十八日而罷、世称大仏供養法事は也）

文言・内容から見ても、先の『法流故実条々秘録』を踏襲している。従つて事実誤認等そのままである。

『真宗史料集成』七卷「伝記・系図」所収、「維文政十二己丑年秋七月写之」との奥書を持つ「本願寺家系」の光昭（准如）の項にも、「慶長三戊戌年八月十八日法服七条始而御着用、豊臣太閤秀吉公薨逝之追善一大仏門之内桜之馬場ニテ千僧供養

之時ヨリ始御当家ハ八宗卷軸ニ御勤也」と、継承した記事がある（『真史』七、583頁）。

さて、『本願寺史料集成』（同朋舎出版）中の『慶長日記』は、慶長二〜二十年・元和二年・寛永三〜四年の日次日記等を集めたものだが、その中に「慶長三年御堂ノ御作法日々記」と題する史料がある（安藤論文では史料I）。その四月廿四日項に続く条文に「廿五日、大仏法事」とある（同書27頁）。これは即ち、慶長三年四月廿五日の八宗出仕の千僧会を意味しよう。

なお、本稿では考察対象外なので詳述は避けるが、同時代史料として、真言宗を代表する立場の三寶院義演を記主とする『義演准后日記』（刊本は續群書類従完成会『史料纂集』。以下、『義演』と略）も挙げられる。同日記の慶長二年十月十二日条標出には「本願寺蝙蝠」、本文に「本願寺（中略）蝙蝠ノ沙門」等の記述もあり（『義演』一、一六八頁）興味深いが、そこに度々の千僧会関係記事が載る。河内③では「恒例の行事となつていったためであろうが、義演などもありくわしく日記に記していないのである」（初出掲載書169頁、河内③294頁）としてはあるが、同論文が「画期」とする慶長四年五月二十四日の「八宗の同列化」月番制の「衝撃」を受けて「末世末法あさましき次第」と憤慨している。すなわち、慶長四年五月廿四日条に、

大佛千僧会、一ヶ月一宗宛ニ被滅クダ、從東寺觸來了、

五月天台一宗 六月八宗 七月眞言一宗 八月律一宗 九月禪僧一宗 十月淨土一宗 十一月日蓮一衆 十二月遊行一衆 正月本願寺一衆 已上

四月廿五日正月、八宗悉出仕、六月廿九日正月、八宗悉出仕、

とあり、翌慶長五年一月廿五日条文に「最初眞言宗、第二天台宗、第三律、第四禪宗、第五淨土宗、第六日蓮衆、第七白衆、第八一向衆」と記している（『義演』二、一二五頁）。

二 妙法院史料―特に大仏千僧会について

妙法院の近世史料翻刻を担当している妙法院史研究会が編集・翻刻・校訂した『妙法院史料』全七卷（吉川弘文館、一九七六年三月～一九八二年二月）は、歴代門主の日記や古文書・古記録を中心としたものである。今回は、その中でも京都東山大仏千僧会を中心に引用する。

先の『言經卿記』や『義義准后日記』等に対応する記事が、『妙法院史料』五所収「古文書」一（一九八〇年二月『妙史』五、と略記）にあるので掲示する（何れも多少レイアウトを変更し、文書番号と文書名は太字で表記した）。特に「遊行」と「本願寺」関係箇所を抽出する。

まず、二一五文書（己一八〇―一）「毎月八宗御齋覺書」という年欠史料がある（『妙史』五、二七六頁）。

毎月／八宗御齋覺（中略）

十一月／七番 遊行

十二月／八番 本願寺／以上（以下略）

続く二一六文書（己一八〇―二）「大仏御齋出仕注文案」には「文四」とあるので、文祿四年（一五九五）であろう（『妙史』五、二七六～七頁）。前号文書と対にならうか。

十月廿五日於大仏御齋出仕之事

真言宗／天台宗／律宗／禪宗／浄土宗／法花宗／遊行／本願寺／已上

文四／十月廿四日

それらを承けて、一三三文書（己九二）「千僧会出仕次第」（※慶長十～二十年）と、一九九文書（己一六七）「千僧会布

施米請取状」(※慶長九・十七・十八年)、二五四文書(三四箱二一)「千僧会布施米請取状」(※慶長七・二十年)がある(以上、『妙史』五、二〇四〜七・一九七〜二〇四頁、二六二〜五、三二三〜七二頁)。既に河内①が慶長十五年以降分のみを
作表して纏めているが(もともと何故か慶長十六年の一〜三月分の記載が無い)、ここでは原文を上下に対照して紹介する。
なお、村山修一『皇族寺院変革史―天台宗妙法院門跡の歴史』(塙書房、二〇〇〇年十月)には、上段史料「千僧会出仕次第」の慶長十七年分のみが紹介されている(同書一〇三〜四頁。なお、同『比叡山史―闘いと祈りの聖域』東京美術、一九九四年二月、の「第六章 教団の分裂と権門化」の「6 五箇室門跡の成立」中、妙法院を解説した161・163頁に「文禄四年(二五九五)、豊臣秀吉が方広寺大仏を営み、大規模な供養会である大仏千僧会を催した」とある。だが、同『京都大仏御殿盛衰記』法蔵館、二〇〇三年一月、では、「父母のための大法会を大仏経堂において」とす。何故、河内・村山両者が法会の終末期のみを纏めたり紹介しているのか、その意図は不明である。また河内④では逆に、草創期の文禄四年〜慶長五年の「大仏千僧会一覽」が掲載されている。つまりは慶長六年〜慶長十四年分は作表されていない。

今述べたように『妙法院史料』中には、文禄五年⇨慶長元年⇨慶長六年の詳細な記録は見当たらないが、その理由として文禄五年閏七月十三日の大地震と慶長七年十二月四日の大仏炎上(妙法院も類焼)が挙げられよう。現在刊行中である、当該時期の貴重な記録『時慶記』(翻刻は、時慶記研究会「編」『時慶記』臨川書店。日記を考察したものに、村山『安土桃山時代の公家と京都―西洞院時慶の日記にみる世相』塙書房、二〇〇九年三月、もある)や周知の文献ではあるが『慶長日件録』『舜旧記』(何れも翻刻は、續群書類従完成会「史料纂集・古記録編」)等には、その震災・炎上記事も含めて、大仏関係記事が散見されるので、標出や本文等から部分抽出して列挙する(一部は河内④に掲載)。

既に東京大學史料編纂所「編纂」『大日本史料』第十二編(慶長八年二月十二日の家康任征夷大將軍⇨慶安四年四月二十日の家光没前後。既刊六十冊。※その前に当たる第十一編の範囲は天正十年⇨慶長八年であり、最新二〇一五年七月刊である第二十七冊は天正十三⇨一五八五年補遺である。ゴールの慶長八⇨一六〇三年二月十一日までは道半ばである)に採択されている文書も

多くある。

第十二編第一（一九〇一—M34年四月・一九六八年七月、東京大學出版會覆刻）には、次の如く出ている。

慶長八年 五月

廿九日、（中略）東山大佛殿千僧供養會、

〔義演准后日記〕^八五月廿九日、晴、大佛千僧會、當月ハ大覺寺宮御番也、雖然、高雄山夏籠也、仍予出仕、殊先月予番也、四月、佛事繁多ニ付故障了、旁今日罷向了、少布施渡了、

○大佛殿千僧會ハ、文祿四年九月ニ始マリ、爾後、大抵毎月コノ事アリ、本條ハ本編ノ初見ニ係ルヲ以テ、コ、ニ掲記シ、六月以下本年中ノ分ハ本書ニ見エタルモノノミ、左ニ合載ス、

〔義演准后日記〕^八六月廿七日、廿九日大佛千僧會之事、東寺山上等觸遣了、

廿九日、霽、大佛千僧會、導師予、鈍色平ケサ如常、板輿力者、山上不動講四人、其外門跡力者也、烏帽子上下侍廿人、退紅笠袋持以下如常、眞言第一番也、天台導師竹内宮云々、第二番也、クロス野ニテ天明了、辰末刻歟歸寺了、

十一月廿九日、大佛千僧會、今月ハ六條歟、（※本願寺カ）（同書三三二頁）。

慶長九年 正月

二十九日、（中略）東山大佛殿千僧供養會、

〔義演准后日記〕^九正月廿九日、大佛千僧會、天台宗云々、導師照高院准后、

○大佛殿千僧會、二月以下ノ分、左ニ合載ス、

〔義演准后日記〕^九二月廿五日、大佛千僧會、眞言宗也、導師大覺寺宮御番也、御故障如何、仍供養法光明院勤仕云々、

四月廿五日、大雨、大佛千僧會、天台第一番妙法院宮導師、眞言導師予、今度又天台第一番不謂儀也、可訴訟耳、予出任板輿、力者前行、山上不動、講義其也、侍以下如常、大雨中取笠了（中略）、諸衆法服七十餘口ニ及歟、不足百口、故障輩不可然、急度可相觸耳、扈從理性院法印、水本法眼、褰御簾如常、於常御所、妙法院宮相伴、齋受用之、六月廿九日、大佛千僧會、導師大覺寺宮、

十一月廿九日、大佛法事眞言宗也、導師予、但故障了、供養法理性院ニ仰付了、（同書九三五〜九三六頁）。

第十二編第十四（一九一〇＝M43年十二月・一九七二年九月、東京大學出版會覆刻）には、重要な記事が出る。

慶長十九年 五月

七日、（中略）秀頼、方廣寺大佛殿供養ヲ行ハントシ、妙法院常胤法親王ヲ導師ニ、三寶院准后義演ヲ呪願ニ、照高院興意法親王ヲ證議ト爲サントス、是日、片桐且元ヲシテ、之ヲ家康ニ稟セシム、（同書四三頁）（中略）

〔參考〕

〔義演准后日記〕^十 慶長十七年壬子十月廿一日、晴、○中略大佛御供養、來年二月云々、妙法院宮、并當門呪願ノ由、

〔中井正道〕大和守内々得御意由申來了、（中略）

十一月（中略）廿九日、晴、大佛千僧會、眞言宗番也、但不出仕、淨明珠院佛事如恒、就大佛供養之儀、一紙重喜へ遣之、（本条の標出に「大佛千僧會」とある。以上、同書四三頁）

つまりは、臨時の大仏開眼供養は「大佛（御）供養」と表記され、毎月恒例の「大佛千僧會」とは弁別されている。

なお、『舜旧記』の記主神龍院梵舜の兄である吉田兼見日記の天理図書館現蔵本を同館報に翻刻した岸本眞実（註）『兼見卿記』（一）〜（十二）（『ピブリア』118〜132号、二〇〇二年十月〜二〇〇九年十月）には、（意図的にか）全く「大仏千僧會」への言及が見られないが（何せ「本能寺の変」に際して日記の別本を用意する程、周到な御仁ゆえ）、地震で倒壊した大仏、

あるいは善光寺如来遷仏関係記事等は記載されており（『史料纂集』未刊部分でもあり）、他の翻刻史料と併せて以下に紹介する。河内④の67〜75頁の表に典拠とされているものもある。

文祿五年＝慶長元年

閏七月十二日条「今夜未刻大地震暫也」、翌十三日条「地震切々（中略）大仏全体破烈云々」（『兼見卿記』（八）、「ピリア」126号、二〇〇六年十月、82頁）

十一月廿五日条標出「大佛の齋」・本文「大佛之齋、予爲名代、東山仙首座雇申也、」（『舜旧記』一、一九七〇年四月、六六頁）

慶長二年

七月十八日（但しこの箇所、原本では虫損）条「善光寺如来入洛、至粟田口令借屋、○在家青女・孫共召具令□□了、已刻入洛、直大仏へ遷座也、諸門跡・叡山・東寺・□^{（虫損）}酬、阿山三百余人、僧悉乘馬、朱傘指之、自大閣送已下数輩、中々難尽筆紙之間略之、本尊御輿ノ如ク也、家康爲見物自伏見知恩院へ御出、幽齋自伏見御同道也、予□^{（虫損）}罷出之御使給之間、自粟田口直ニ彼寺へ罷出了、」（『兼見卿記』（九）、「ピリア」128号、二〇〇七年十月、54頁）

慶長三年

六月廿五日条本文「大佛江齋也、予爲名代僧爲出頭也、」（『舜旧記』一、一三九頁）

八月廿二日条本文「大佛供養、天台之導師照高院殿道澄・眞言導師三宝院殿僧千々、辰刻法事始、予見物三十三間儀式^{云々}、四ヶ法要ト云法事、」（『舜旧記』一、一四六頁。これは所謂「堂供養」の方である。『中臣祐範記』第一、八木書店、二〇一五年八月、の同年前日条以降の標出に「新大佛堂供養に伶人上洛」「方庚寺大佛供養導師は照高院道澄近衛前久舎弟」「大佛供養に眞言天甚僧千人、呪願は三寶院義演」等とある。本文の引用は省略。同書二五〜二六頁）

十一月廿九日条本文「大佛之齋、予令出頭也、天龍寺之焼香也、」（『舜旧記』一、一五八頁）

慶長四年

六月廿九日条本文「大佛齋予出頭也、」(『舜旧記』一、一八三頁)

慶長五年

二月廿五日条標出「玄以大仏迄上洛」(『時慶記』二、二〇〇五年三月、二九頁。玄以は德善院前田玄以)

四月廿五日条標出「玄以大仏ニ滞留卜、大仏千僧会」。本文「大仏ニ德善院一昨日ヨリ滞留卜、(中略)妙門二八千□会諸

宗參勤也、」(以上、『時慶記』二、五七頁)

六月廿九日条本文「千僧供養」(『時慶記』二、七八頁)

慶長七年

一月廿九日条本文「大仏へ被越由候間遣使札候」(『時慶記』二、一六五頁)

十二月四日条標出「大仏炎上」・本文「大仏炎上」(『時慶記』二、二九三頁)

同日条標出「山城方廣寺大佛燒く」・本文「大佛燒失、」(『慶長日件録』一、一九八一年一月、一三三頁)

同日条標出「方廣寺大佛殿大佛炎上、照高院類燒」・本文「辰刻、平安城大佛殿炎上、」(『舜旧記』二、一九七三年六月、五〇

頁)

慶長八年

七月廿五日付「泉涌寺文書」一五六号「方広寺大仏千僧供養会布施目録(冊子)」(赤松俊秀「監修」『泉涌寺史』資料篇、

法藏館、一九八四年九月、六八〜六九頁。『同』本文篇、同、第二章第一節「伽藍の復興と寺基の安定」、のち藤井学「法華衆

と町衆」同、二〇〇三年三月、所収「Ⅲ 近世天皇の葬礼と御寺泉涌寺」の「織豊期の泉涌寺再興」二八九〜九〇頁※『妙史』五、

三一六頁に、対応する記述アリ)。

慶長九年

二月廿四日条標出「道澄ヲ見舞ウ」・本文「^{道澄}照高院殿御見廻ニ大仏へ越」(『時慶記』三、一五八〜九頁)
十二月廿五日条本文「密蔵院・法身院大佛へ行」(『慶長日件録』一、一五〇頁)

では以下に、本題の『妙法院史料』を引用しよう。年度は弁別の便のため、太字で表記する。また、インデントは統一していない。

「二五四 千僧会布施米請取状」(中略)

請取申千僧会御布施米之事

合卅五石者、右、如件、

慶長八年正月廿九日 遊之内ニ留守居(花押)

妙門様御内、備前殿、参

請取申千僧会御布施米之事

合卅五石者、右、如件、

慶長八年式月廿五日 本願寺御門跡御内、黒田作右衛門(花押)

妙門様御内、備前殿、まいる(中略)

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長九年九月廿九日 遊之内、納所(花押)

妙法院御門跡様御内、備前殿、参(中略)

「二三三 千僧会出仕次第」(※原文書では慶長十三〜十九年の後に同十〜十二年が続くが、便宜時系列に掲示)

(表紙)「慶長拾年、同十一年、同十二年、千僧会御出仕之次第、正月廿九日」(中略)

四月廿五日 八宗(中略)

千僧会御布施米之事

七番 遊行(※左は「常樂寺准慧」。安藤論文は「昭恵准賢」に比定) 合參拾五石者、右、所請取如件、

八番 天満御門跡 但御名代中将殿院家(中略) 慶長十年七月廿五日 遊行之内、二条(花押)

六月廿九日 八宗(中略)

妙法院御門跡様、伊豆殿

七番 遊行

千僧会御布施米之事

八番 本願寺御門跡 御名代中将殿

合參拾五石者、右、所請取如件、

七月廿五日 遊行 一宗

慶長十年八月廿九日 本願寺内、早間作右衛門(花押)

八月廿九日 本願寺御門跡御出仕(中略)

妙法院御門跡様御内、伊豆殿、參(中略)

慶長拾一年(中略)

三月廿九日 遊行 一宗

四月 八宗(中略)

七番 遊行

千僧会御布施米之事

八番 本願寺 御導師御名代中将殿

合參拾五石者、右、所請取如件、

五月廿九日 本願寺御門跡御出仕

慶長十一年五月廿九日 本願寺御門跡内、早間作右衛門(花押)

六月廿九日 八宗(中略)

妙法院御門跡様御内、伊豆殿、まいる(中略)

七番 遊行

千僧会御布施米之事

八番 本願寺 御導師名代

合參拾五石者、右、所請取如件、

(中略)

慶長十二年^{マヤ}

正月 遊行

二月 本願寺 即御門跡御出仕(中略)

四月廿五日 八宗

(中略)

七番 遊行

八番 本願寺 即御門跡御導師也、(中略)

六月廿九日 八宗(中略)

七番 遊行

八番 本願寺 御門跡御出仕(中略)

十一月廿五日 遊行

十二月 本願寺 御名代中將殿(以下略)

(表紙)「慶長拾三年、千僧会御出仕之次第、正月廿九日」

四月廿五日 八宗会次第(中略)

慶長十二年正月廿九日 遊門内、納所(花押)

妙法院御門跡御内、伊豆守殿

千僧会御布施米之事

合參拾五石者、右、所請取如件、

慶長十二年、正月廿九日 遊門内、納所(花押)

妙法院御門跡御内、伊豆守殿(中略)。※前文書の控力)

千僧会御布施米之事

合參拾五石者、右、所請取如件、

慶長十二年二月廿五日 本願寺御門跡内、早間作右衛門(花押)

妙法院御門跡御内、伊豆殿、まいる(中略)

千僧会御布施米之事

米合三拾五石者、慥請取申候所実正也、仍如件、

慶長十二年十一月廿五日 遊門納所、直

千僧会御布施米之事

合參拾五石也、右、請取申候、

慶長十二年十二月廿五日 東門跡内、大野三左衛門(花押)

妙門様御内、伊豆殿、まいる(中略)

千僧会御布施米事

七番 遊行 (左は前掲「顯證寺顯淳」)

合卅五斛者、右、所請取如件、

八番 本願寺御名代けんせう寺(中略)

慶長十三年十月廿九日 七条東門内里村孫左衛門、宗加(花押)

六月 八宗(中略)

妙法院御門跡御内、松井伊豆殿(中略)

七番 遊行 名代二寮

千僧会御布施米之事

八番 本願寺 御名代中将殿(中略)

合參拾五石者、右、所請取如件、

九月 遊行 但導師二寮(中略)

慶長拾參年九月廿五日 遊行之内、二条(花押)

十月 本願寺 御名代中将殿(中略)

妙法院御門跡御内、松井伊豆殿(中略) ※前文書と順序逆

慶長拾四年(中略)

四月廿五日 八宗(中略)

千僧会御布施米之事

七番 遊行 名代

合參拾五石者、右、所請取如件、

八番 本願寺 御出仕(中略)

慶長拾四年七月廿五日 遊行之内、二寮(花押)

六月廿九日 八宗(中略)

妙法院御門跡御内、松井伊豆守殿

七番 遊行 名代

千僧会御布施米之事

八番 本願寺 但御名代

合參拾五石者、右、所請取如件、

七月廿五日 遊行 名代

慶長拾四年八月廿九日 本願寺内、早間作右衛門(花押)

八月廿九日 本願寺 御門跡御出仕(中略)

妙法院御門跡御内、松井伊豆殿(中略)

慶長拾五年(中略)

閏二月廿九日 遊行 二ノ寮

三月廿五日 遊行 二ノ寮

四月廿五日 八宗（中略）

七番 遊行 二寮

八番 本願寺 御名代中将殿

五月 一宗 本願寺 御門跡御自身御出仕

六月 八宗（中略）

七番 遊行 二ノ寮

八番 本願寺 御名代自教寺（※安藤論文は「慈敬寺佐賢顕智」に比定）（中略）

慶長拾六年

正月 一宗 遊行

二月 一宗 本願寺 御名代中将殿（中略）

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長拾五年五月廿九日 本願寺内、早間作右衛門（花押）

妙法院御門跡御内、松井三河殿（中略）

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長十六年正月廿九日 遊行、納所（花押）

妙法院御門跡御内、松井三河殿（中略）

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長十六年二月廿五日 本願寺内、早間佐右衛門（花押）

妙法院御門跡御内、松井三河殿

千僧会御布施米之事（※但し当日の当番は天台）

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長十六年三月廿五日 豊国寺、納所（花押）

妙法院御門跡御内、松井三河殿（中略）

(※三月) 一宗 天台

四月廿五日 八宗 (中略)

七番 遊行

八番 本願寺 御名代中将殿 (中略)

六月 八宗 (中略)

七番 遊行

八番 本願寺 御自身御出仕 (中略)

十一月廿五日 遊行 二寮

十二月廿五日 本願寺 御名代中将殿 (中略)

慶長拾七年 (中略)

四月廿五日 八宗 (中略)

七番 遊行 二寮人数五十二人

八番 本願寺 御名代中将殿人数四十二人 (中略)

六月 八宗 (中略)

七番 遊行 二寮人数六十人

八番 本願寺 御名代中将殿人数五十六人 (中略)

九月廿五日 遊行 六十八人

十月廿九日 本願寺 御自身御出仕

閏十月廿五日 遊行 (中略)

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長拾六年霜月廿五日 遊行之内、二寮 (花押)

妙法院御門跡御内、松井三河殿

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長拾六年十二月廿五日 本願寺殿御内中村、久左衛門 (花押)

妙法院御門跡御内、松井三河殿、参 (中略)

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

慶長拾七年、九月廿五日 遊行之内、豊国寺 (花押)

妙法院御門跡御内、松井三河殿

千僧会御布施米之事

合参拾五石者、右、所請取如件、

〔表紙〕慶長拾八年、千僧会御出仕次第、正月吉日

四月廿五日 八宗次第 (中略)

七番 遊行 二寮人数六十人

八番 本願寺 御自身出仕人数五十人 (中略)

六月廿九日 八宗 (中略)

七番 遊行

八番 本願寺 御名代中将殿

七月廿五日 遊行 導師一宗 節福寺 (中略)

十一月廿五日 本願寺 御名代広教寺殿人数五十人

慶長拾九年 (中略) (※右を安藤論文は「光教寺瑠孝賢超」に比定)

四月廿五日 八宗 (中略)

七番 十宗 二寮

八番 一向宗本願寺 御名代中将殿 (中略)

六月廿九日 八宗 (中略)

七番 (中略) 八番 (一、八番全て空欄。中略)

八月廿九日 遊行 七条ノ住持導師

慶長十七年、十月廿九日 本願寺門跡之内、芝田七右衛門 (花押)

妙法院御門跡様御内、松井三河殿 (以下略)

〔一九九 千僧会布施米請取状〕

千僧会御布施米之事

合參拾五石者、右、所請取如件、

慶長拾八年七月廿五日 時 宗、永福寺 (黒印)

妙法院御門跡様御内、松井清嘉殿、同 左京殿、參

千僧会御布施米之事

合參拾五石者、右、所請取如件、

慶長十八年、十一月廿五日 本願寺分之内、中村久左衛門 (花押)

妙法院御門跡内、松井清嘉殿、同 左京殿 (中略)

千僧会御布施米之事

合卅拾五石者、右、所請取如件、

慶長十九年九月廿五日 本願寺内、早間作右衛門 (花押)

妙法院御門跡様御内、松井清嘉様、同 左京様

千僧会御布施米之事

合參拾五石者、右、所請取如件、

九月廿五日 本願寺 御名代自教寺

慶長十九年十月廿五日 本願寺御門跡御内、早間作右衛門(花押)

十月廿九日 延引(※「大坂冬の陣」故カ)

妙法院御門跡御内、備 前、参(以下略)

三 時宗史料—特に大仏千僧会について

青山孝慈「藤沢山遊行寺史料目録二(前近代史料二)—遊行寺史料の今日まで—」(「時宗教学年報」三十二輯、時宗教学研究、二〇〇四年三月)の目録に、「四の一 編年追加 その二 京都法国寺中世文書」項があり、その中に、

12 今度南禪寺江為諷経御出之由云々(南禪寺諷経の礼状)

(文祿3カ)五・八(折紙) 徳善院(前田) 玄以から遊行上人玉床下へ

15 大仏於妙法院殿毎月云々(太閤様御先祖弔として一宗百人宛彼寺江出仕のこと)(折紙)(12関連)

(文祿ニカ)九・十(折紙) 民部卿法印(前田) 玄以から遊行上人へ

とあり、さらに次の解説がある。

「京都法国寺文書」と題する二包がある。一(編年追加二)は永正元年(一五〇四)から慶長三年(一五九八)と考えられる二十四点である。この包みの多くは中世史料と考えられる。(中略)文祿「禄カ」三年(一五九四)五月南禪寺に於ける豊臣秀吉の先祖供養(千僧供養)に遊行上人も説経に列席、民部卿法印前田玄以の判物をうけている。なお、この時法国寺は「豊国寺」である。

この解説文中には年代・内容ともに問題があるが、今後は、これらの書状も精査しなければなるまい。先の天理図書館本『兼見卿記』を見ると、文祿三年五月八日条に、「幽斎来、明日三長老へ家康御出、自是直ニ可罷向之由被申、

滞留也、」とあり、翌九日条に、

南禅寺三長老へ家康御出、予可来之由、長老書状幽斎へ到来也、可参之由申訖、幽斎早朝被罷出了、後刻予罷向了、院主へ美濃紙廿帖持参、家康奇特ニ^罪出之由機嫌也、(以上、『兼見卿記』(三)、「ビブリア」120号、二〇〇三年十月、107～108頁)

とあるので、前者12は文禄三年五月八日の蓋然性が高いが、後者15は同様の文書が東寺・法華宗十六本山等にも伝来しているので(河内①、風間弘盛前掲論文)、時期的に文禄四年九月十日の書状であろう。前述のごとく、兩年共に遊行三十三代満悟は在京中であり、宛所の「遊行上人(玉床下)へ」とも合致する。

また、先行研究でも引用されているが、七条道場金光寺旧蔵・長樂寺現蔵文書に、次の書状がある。

二〇 普光上人(遊行三十二代他阿)書状(統紙)卷子装(三三・八×七八・七)

諸末寺法式

一、於大仏殿御時齋焼香、輪番ニ可勤事

(中略) 右大仏殿焼香之儀ハ、故上人^{三十三}雖有置文、宗儀不合之間、改而如此所相計、全非私曲、任代々法則、守先規、慶長十八^{癸丑}年三月三日、遊行^{世四}相続已後、於相州藤沢山清浄光寺、同卅二世他阿^{世光}弥陀仏所定如件

金光寺へ永福寺へ豊国寺へ聞名寺

慶長十八年^{癸丑}四月四日、遊行三十二世書(印)(^{朱方}印)(^{朱門}印)(中略)

二二 普光上人(遊行三十二代他阿)書状(切紙)卷子装(二六・三×四八・四)

大仏殿御齋日ニ焼香之儀、故上人ハ豊国寺一人ニ被申付候、七条金光寺当宗寺頭之事候条、彼寺を始而輪番ニ申付候、此趣具ニ可有御披露候、委細聞名寺護御門相殘候、穴賢

南無阿弥陀仏(慶長十八年)五月一日 他阿弥陀仏

拝上、妙法院様、御番衆中

(以上、村井康彦・大山喬平「編」『長楽寺蔵 七条道場金光寺文書の研究』法藏館、二〇一二年十月。七二、七三、七四頁。『長楽寺千年』遊行歴代上人肖像彫刻並びに七条文書、一九八二年三月、長楽寺。図版三三頁・釈文五六、七頁。前掲『長楽寺の名宝』、図版目録No.27・29、図版解説57頁)

これらの書状について、菊地勇次郎「遊行上人と七条道場金光寺」は次のように記す(前掲『長楽寺千年』四五、四六頁。のち同『浄土信仰の展開』勉誠出版、二〇一四年十月、の「第二部 聖の系譜」に再録、同書212、213頁。「*」は原注)。

慶長十八年正月十八日金光寺十九代の持阿弥陀仏が入寂すると、四月四日に普光は、長谷川左兵衛尉に宛て、諸国遊行の様子を伝え、正月水戸で往生した金光寺二寮の時衆をいたみ、金光寺の後住について、板倉勝重(※初出では「重宗」)への口添えを頼んでいる(『金光寺文書』、*前掲史料編二二)。(※初出では「頼んでいる。(金光寺文書)」そして金光寺の二十代には、普光と同じく遊行三十世の他阿弥陀仏有三の弟子であった持阿弥陀仏(遊行三十五世の他阿弥陀仏法爾)が入った。

同じ慶長十八年三月三日遊行三十四世の他阿弥陀仏燈外が入寂すると、普光は独住する清浄光寺において『諸末寺法式』(※初出では二重鉤括弧ナシ)を定めた。その第一条は、方広寺大仏殿の齋日の焼香については、遊行三十三世の他阿弥陀仏満悟が、豊臣秀頼の外護によって大仏殿の前に建立した豊国寺(のち法国寺、二代住持には金光寺二十一代持阿弥陀仏道才が入る)だけに申し付けていたが、宗儀に合わないもので、金光寺・永福寺・豊国寺・聞名寺の輪番とする。(※中略)(『金光寺文書』慶長十八年四月四日付・同年五月一日付妙法院宛の書状、*前掲史料編二〇・二二)(※初出では「(金光寺文書慶長十八年四月四日付・同年五月一日付妙法院宛の書状)」)

これと先の一覧とを対照すると、確かに慶長十八年七月廿五日は「遊行 導師一宗 節福寺」とあり、「千僧会御布施事」との受取状には「慶長拾八年七月廿五日 時宗、永福寺(黒印)」とある。この永福寺は堺市に現存する寺

院と思われるが、他の輪番指定寺院は洛中に在り、違和感がある（後述）。また受取状には、「二条」ともあり、これは「二条聞名寺」の可能性もあるが、他との比較では「二寮」を意味しよう。

跋 まとめにかえて

以上、列記してみたが、問題なのはここに出てくる「永福寺」である。前掲小野澤著作によれば、

堺永福寺（中略）は『遊行二十四祖御修行記』（定本時宗宗典「下巻」）によると永正十五年（二五一八）五月十九日、翌十六年正月中旬、遊行二十四代他阿不外が立ち寄っている。また京都妙法院史料に慶長十八年（一六二三）東山大仏殿における千僧会に出仕しているのがみえる程度で、零落しており淵源も不明である。（同書一九二頁）

とあり（「東山大仏殿における千僧会」との表記は残念だが）、註に、

現在は本尊もなく前住職遺族の民家になっている。ご家族の言では、戦前は檀家もあり隣地（現マンション）に墓地があったが一九四五年空襲によりすべて焼失・離散したという。過去に他所から移転してきたという寺伝はないという。禰宜田修然・高野修『時宗寺院名所記』梅花書屋・一九九四年三月）には、文正元年（二四六六）遊行十七代他阿暉幽の開創で、本尊阿弥陀仏は一遍が堺海岸からえたといった戦前に発見した「永福寺縁起」の伝が載せられ、亡き先代までで四十二代であるという。（同書二二五頁）

との、独自調査の貴重な成果を盛り込んでいる。時宗教学研究所「編集・発行」『時宗寺院明細帳』8（二〇〇八年六月）に、第二二教区五番の永福寺（大阪府堺市堺区市之町東六丁目）が立項され、遊行寺宝物館所蔵史料『天保十四年（永福寺寺況書上）』を引用して、

泉州堺、御奉行所御支配所、和泉国大鳥郡堺、梅林山永福寺

一当寺開山遊行十七世他阿暉幽大和尚

但起立縁起等一切無之候尚古老之傳説も不分明尤永享年中之再建ト申事ニ御座候本ハ天台宗之由風ニ承候而已

一本尊正観世音菩薩

惠心僧都御作一躰（中略）

一寺附阿号其阿（中略）

天保十四卯年、八月 本寮式拾年、永福寺三拾三世、俊海（以下略。同書301、302頁）

とあるのみである。寺附阿号が其阿なので、天保十四年（一八四三）現在では、比較的寺格が高かった、と見るべきであろう。橘俊道「藤沢山過去帳について」（藤沢市文書館「編・発行」『藤沢市史研究』一四号、一九八〇年十二月）に、永福寺は数カ所載るが、享禄元・文禄二・寛永元年に「其阿弥陀佛」と出る。当方が翻刻した「時宗七条道場金光寺旧蔵『御繪旨参内控集』」（社寺史料研究）五号、同会、二〇〇三年三月）には享保五年（一七二〇。当年の『藤沢山日鑑』は欠けている）に「四月廿一日 泉州堺 永福寺亮興」とあり、繪旨を貰って上人号を称していることが判明する（宝永七年＝一七一〇、近代初頭まで、この一名しか出ない）。圭室文雄「編」『遊行日鑑』一（角川書店、一九七七年三月）の同じ享保五年五月朔日条に「泉州堺永福寺案〔参力〕内首尾克相濟候、為御祝儀捧状并乾金百疋献上」（同書333頁）とあるので、参内僧であることも判明する。石塚勝「編」『時宗本末帳所載寺院総覧』西国編（越中・飛騨・美濃・三河以西）（藤沢市文書館「編集・発行」『藤沢山日鑑』別巻三「近侍者記録」三、二〇一三年三月）では、この翌年に当たる享保六年写の「七条道場金光寺旧蔵遊行派末寺帳」に寺格を表す「六〔桂光院〕」とあるので、こちらも高位を示している。以上の傍証から、慶長期に於いても重要な寺院であったと見るべきであろう。

先の河内・安藤（※永福寺を含め「京都四か寺」としているが）両先行研究にある通り、法華寺院も本願寺も、洛中だけでは人数が充足できず、堺の寺院からも出勤僧侶を集めていた。両「教団」から見れば圧倒的に数の少ない時宗「教団」も、その驥尾に付して堺「遊行」を動員していたとは考えられないだろうか。史料的な制約はあるが、今後

も考えて行きたいと思う。

なお、当方は現在、近世初頭の京都東山ではなく、元禄・宝永期の奈良東大寺大仏殿における千(万)僧会の諸宗出仕に関する史料を蒐集している。情報等御教示戴ければ幸甚である。江戸時代の宗門体制の原型は、まさにこの「京都東山大仏千僧会」にあったことを、証明したいがゆえである。今回、『華頂要略』や小槻孝亮の日記『孝亮宿禰記』を紙幅の都合で掲載できなかった。特に後者は国文学研究資料館のHPでマイクロフィルム(大和文華館所蔵)が公開されており、そこには文禄四年十一月二十九日の佛光寺出仕が明記されている。他日を期したいと思う。

補遺

本稿校了間際、高野修氏より件の「京都法国寺文書」原本からのコピーを御提供戴いた。二〇一六年二月一九日付の私信に曰く、「二十数年前に歓喜光寺から、」高野氏個人がお受け取りになられたものだろうで、「橘(俊道)先生にもお見せしております」とある。貴重な史料を御呈示戴き、感謝の念に堪えない。ここに特記しておく。以下に、資料番号「15」の本文を紹介する。殆ど「東寺文書」の文面と同じであるが、本文中に予告しておいたように、「遊行」側にも前田玄から書状が出されていた事が判明したのである。

大仏於妙法院殿／毎月 太閤様／御先祖之御吊と／して一宗より／百人宛彼寺へ／出仕候て被有勤／一飯分可参旨／御錠候然者今／月廿二日より初而／被執行候可被成／其意候百人迄」

無之寺ハ書付／可被申越候恐々／謹言

民部法印

九月十日玄以(花押)

遊行上人